

事 務 連 絡

平成13年12月13日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係長

生活保護法による医療扶助における施術の給付について

標記について、一部の福祉事務所において医師の同意が不要である下記の施術について、事前に医療機関への受診を求める取扱いが行われていたことから、平成13年12月13日付社援保発第58号厚生労働省社会・援護局保護課長通知により、施術に係る取扱いの周知徹底をあらためてお願いしたところであります。

福祉事務所においては、今後、こうした取扱いが行われないよう再発防止を図るため、研修等を活用して職員への周知を図るとともに、施術者等関係機関及び生活保護受給者に対する周知をお願いいたします。なお、別添を添付するので参考としてください。

記

- 1 柔道整復師による打撲又は捻挫の手当
- 2 柔道整復師による脱臼又は骨折の応急手当